

(水生生物の保全に係る環境基準項目 (全亜鉛・ノニルフェノール))

(単位 mg/L)

類型あてはめ 水域名	環境基準点名	指定 類型	類型指定 年度	全亜鉛			ノニルフェノール
				達成状況 (年度)			達成状況 (年度)
				23	24	25	25
淀川	隠元橋	生物Bイ	平21	0.003	0.004	0.003	<0.00006
	淀川御幸橋			0.004	0.004	0.004	<0.00006
桂川上流(1)	八千代橋	生物Aイ	平22	0.001	0.001	0.001	<0.00006
桂川上流(2)	渡月橋	生物Bイ	平22	0.003	0.003	0.002	<0.00006
桂川下流(1)	西大橋	生物Bイ	平22	0.003	0.003	0.002	<0.00006
桂川下流(2)	宮前橋	生物Bイ	平22	0.010	0.010	0.012	<0.00006
木津川下流	笹瀬橋	生物Bイ	平21	0.004	0.005	0.004	—
	恭仁大橋			0.004	0.004	0.004	<0.00006
	玉水橋			0.006	0.004	0.004	<0.00006
	木津川御幸橋			0.004	0.005	0.003	<0.00006
由良川上流	安野橋	生物Aイ	平22	0.001	0.001	0.001	<0.00006
由良川下流	山家橋	生物Bイ	平22	0.004	0.002	0.002	<0.00006
	以久田橋			0.002	0.002	0.001	<0.00006
	音無瀬橋			0.002	0.003	0.002	<0.00006
	波美橋			0.003	0.003	0.002	<0.00006
	由良川橋			0.005	0.009	0.009	<0.00006

(注) 1 各地点における年間平均値です。

2 網掛けは、環境基準に適合していないものです。

3 水域毎の環境基準の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成としています。

4 指定類型のイの内容は以下のとおりです。

イ：水域類型指定時点において直ちに達成

5 桂川上流(1)及び(2)、桂川下流(1)及び(2)、由良川上流、由良川下流は平成22年12月28日付け京都府告示第613号により類型指定された水域です。

6 ノニルフェノールは平成24年8月22日付環境省告示第127号により環境基準に追加されました。